

## 9 - 1 課税状況

	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	411,315	53,046,448	-	-	411,315	53,046,448	
合 成 清 酒	2,083	158,699	-	-	2,083	158,699	
しょうちゅう	甲 類	30,715	7,724,449	121	9,596	30,836	7,734,045
	乙 類	10,619	2,516,180	1	106	10,620	2,516,286
	計	41,334	10,240,629	122	9,702	41,457	10,250,331
み り ん	42,615	901,836	-	-	42,615	901,836	
ビ ー ル	888,866	197,290,225	-	-	888,866	197,290,225	
果 実 酒 類	果 実 酒	4,640	302,269	1,203	55,962	5,843	358,231
	甘 味 果 実 酒	1,224	145,455	3	191	1,227	145,647
	計	5,864	447,724	1,206	56,153	7,070	503,877
ウイスキー類	ウイスキー	11,706	4,444,008	-	-	11,706	4,444,008
	ブランデー	3,139	1,243,050	-	-	3,139	1,243,050
	計	14,846	5,687,058	-	-	14,846	5,687,058
スピリッツ類	スピリッツ	959	337,945	6,313	501,204	7,272	839,149
	原料用アルコール	2	1,670	-	-	2	1,670
	計	961	339,615	6,313	501,204	7,274	840,819
リキユール類	13,432	1,988,623	83,604	6,637,669	97,036	8,626,292	
雑 酒	発 泡 酒	535,824	70,147,570	-	-	535,824	70,147,570
	粉 末 酒 その 他 の 雑 酒	176	22,297	7,538	521,177	7,713	543,474
	計	535,999	70,169,867	7,538	521,177	543,537	70,691,044
合 計	1,957,314	340,270,724	98,783	7,725,905	2,056,097	347,996,628	

調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成16年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

(注) 1 「特定税率適用」欄は、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもの(発泡性を有するものに限る。))に対する税率)該当のものを示す。

2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がある製造場から移出した酒類を当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。

## 9 - 2 課税数量の累年比較

(単位 kl)

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	ウイスキー類	そ の 他	計
11	494,869	4,142	28,931	1,252,013	23,707	431,743	2,235,405
12	473,729	3,941	30,372	1,191,665	21,763	513,995	2,235,465
13	454,066	1,862	33,318	1,056,448	18,672	663,380	2,227,746
14	423,830	1,737	37,394	928,388	15,560	694,852	2,101,761
15	395,520	2,069	40,366	857,192	14,439	676,467	1,986,053

(注) この表は、「9-1 課税状況」の「課税実数」欄を累年比較したものである。